

# ご活用ください！

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

低所得のひとり親世帯に対して、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援の取り組みとして、生活支援特別給付金を支給します。

☑️児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）

☑️支給金額 児童1人当たり5万円

☑️支給時期 児童扶養手当受給者については、支給情報をもとに可能な限り早期に支給。家計急変者等の世帯については、申請に基づき支給

☑️申請に必要な様式および添付書類の詳細を市HPに掲載します。閲覧できない場合は、お手数ですが子ども支援課へ問い合わせください。

☑️子ども支援課児童担当 ☎71・2255

ID 77085

## 人間ドック・脳ドック 受診費用の助成

35歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者を対象に、人間ドック・脳ドック受診費用の助成を行っています。助成方法は、次の2種類です。

☑️助成券方式 助成券を医療機関に提出し、受診費用と助成額との差額を支払う方法（市の契約医療機関で受診する場合に限る）

☑️償還払い方式 医療機関で受診費用の全額を支払い、検査結果が届いた後、市に助成金の請求をし、振り込みを受ける方法。

☑️いずれも受診前に申請が必要です。医療機関へ直接予約後、受診日1カ月前から前日までに国保年金課または各支所へ申請してください。

☑️医療機関の受診案内通知、各保険証、印章

☑️詳細は市HPをご覧ください。

☑️国保年金課 ☎71・2473

ID 60933

# 補助金・助成金

## 住宅用雨水貯留施設設置補助金

住宅用雨水貯留施設を設置する人に対し、補助金を交付します。

☑️補助金額 設置費用の2分の1

☑️対象機器

▷100ℓ以上500ℓ未満の場合…1基あたり上限2万5,000円

▷500ℓ以上の場合…1基あたり上限5万円

▷合併処理浄化槽等から転用する場合…上限5万円

☑️対象施設

雨水を貯留するための構造を持つ施設で、住宅の雨どい等に接続し、架台等に固定するもの

☑️工事着工前に申請が必要です。詳細は環境課へ問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。

☑️環境課環境保全係 ☎71・2491

ID 60171

## 生垣設置・ブロック塀撤去費用助成

住宅地の緑化促進と災害に強いまちづくりを目指し、次の費用の一部を助成します。

☑️次のすべての条件を満たす人

▷市税を完納している ▷他の補助・補償を受けていない  
▷当該生垣を設置する土地を所有・管理している

☑️対象経費・補助金額（①または①+②が対象）

①長さ3m以上の新たな生垣設置に関わる費用（苗木、土、肥料等や委託費用を含む）の2分の1以内【上限5万円】

②上記①に伴いブロック塀を撤去する費用（解体、運搬、処分費、工事請負費を含む）の2分の1以内【上限15万円】

☑️申請書は建築住宅課窓口、市HPから入手できます。要件など詳細は問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。※着手前に申請が必要です。

## 鉄筋探査機を貸し出し中

ブロック塀の鉄筋の有無を確認する機械を無料で貸し出します。詳細は問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

☑️建築住宅課景観係 ☎71・2242

ID 60041・68439

## 家族介護用品購入助成券の交付

介護用品購入時に利用できる助成券を交付しています。助成券の利用申請の受け付けは随時行っています。

☑️市内に住所を有する3歳以上の要介護者で、次のいずれかに該当する人を在宅で介護する人

①身体障害者手帳1～2級かつ下肢機能障がい1～2級または体幹機能障がい1～3級の人

②療育手帳A1の人

③特別障害者手当受給者

④上記①～③に該当しない、要介護度3・4・5の要介護者

☑️購入できる介護用品や取扱店舗には制限があります。すでに令和3年度分の申請をしている人、本年度に本事業の助成を受けている人、入院中または一部施設に入所・居住している人は申請できません。住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は申請ができます（いずれも介護付きはできません）。詳細は各問い合わせ先までご連絡ください。

☑️①～③福祉課障がい福祉担当 ☎71・2251 ID 33816

☑️④介護保険課介護予防担当 ☎71・2474 ID 54285

## 特殊詐欺等被害防止補助金

特殊詐欺等被害防止対策機能のある電話機等の購入費用等を補助します。

☑️65歳以上の市民

☑️補助金額 購入・設置に要する費用の2分の1（上限5,000円）

☑️対象機器

①相手方に録音する旨を伝え通話内容を自動録音し、未登録の電話番号からの着信に対する注意を促す電話機。

②電話機に接続する装置であって、通話内容を自動的に録音するもの。または、被害を引き起こす可能性のある着信を自動的に切断するもの。

☑️電話機等の購入前に申請が必要です。申請書は地域づくり課窓口または市HPから入手できます。詳細は問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。

☑️地域づくり課生活安全係 ☎71・2495

ID 60171

## 住宅の耐震診断・耐震補強工事の費用を補助

### 住宅の耐震診断

災害時の被害を抑えるため、耐震診断の費用を補助します。

☑️申込書を建築住宅課へ提出。申込書は同課窓口、市HPから入手できます。

工法	対象の住宅（すべてに該当するもの）	補助内容
木造在来工法の住宅	●昭和56年5月31日以前に着工された住宅（増改築を行った住宅等で例外あり） ●個人所有で現在居住されている住宅（長屋・共同住宅は除く）	診断費用無料
木造在来工法以外の住宅	●昭和56年5月31日以前に着工された住宅（古民家、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、ツーバイフォー等） ●個人所有で現在居住されている住宅	●耐震診断に対する費用の3分の2（上限8万9,000円） ●耐震補強工事に対する設計費用の3分の2（上限20万円）

### 耐震補強工事

住宅の耐震補強工事費用を補助します。また、補強工事の内容により、所得税の特別控除や固定資産税の減額も受けられます。対象となる住宅の要件などの詳細は問い合わせください。

☑️補助金額 補強工事費の2分の1（上限100万円）

☑️建築住宅課住宅係 ☎71・2245 ID 68438

### 出前講座もご活用ください！

※出前講座の概要は25ページをご覧ください。

「わが家の震災対策～住宅耐震改修のすすめ～」では、過去の地震発生時における被害状況等を説明し、住宅耐震化の重要性と安曇野市の耐震診断、耐震改修事業の内容について説明を行います。